

令和6年度 第1回定期監査（令和6年7月5日報告） 【指摘事項】

対象部局：政策開発部、市民部、建設部、監査委員事務局

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内 容
1 市民・NPO活動推進課	1 支出事務について (1) 補助金等交付事務 補助金等の交付決定事務に適切でないものがあった。 補助金等の交付決定は、郡山市補助金等の交付に関する規則第5条の規定及び交付要綱により、交付申請に係る書類等を審査し、その内容が適正であるかどうかを調査した上で、補助金等を交付すべきものと認めた場合に行うが、交付要件を満たさないものに補助金を交付しているものがあった。	対応状況（未完了）	補助金等交付事務の誤りにつきましては、補助金交付の意思決定において、起案文書に補助対象要件を備えている理由等の必要事項を記載しておらず、意思決定の手続きに不備があったことが原因です。 指摘のあった補助金については、町内会等が維持、保存及び改良の責務を有しているものも含むという解釈のもと交付したものでありますが、要綱の体裁が実際の運用と相違する点がございましたので、令和7年4月1日付けで要綱改正し、補助事業の目的を反映させた内容に見直しました。 令和8年8月31日対応状況報告 市長
2 DX戦略課	2 契約事務について (1) 契約締結事務 ア 誤った遅延利息の率で契約を締結しているものがあった。 契約の相手方の責めに帰すべき履行遅滞による遅延利息については、郡山市契約規則第12条の規定により、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率としなければならないが、誤った率で契約を締結しているものがあった。	措置（完了）	今般の契約締結事務の誤りは、遅延利息の取扱に係る通知や最新の「委託契約事務の手引き」の内容を反映せず、契約書を作成したことが原因です。 指摘のあった点については、課内で関係通知及び手引きを再確認しました。 指摘以降は、手引きに基づいた表記で契約書を作成し、複数名による内容確認を徹底しております。 令和6年12月6日措置通知 市長
3 マイナンバー活用課	イ 追加で必要な契約を締結する前に継続してサービスの提供を受けているものがあった。 地方自治法第232条の3の規定により、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないが、追加で必要な契約を締結する前に継続してサービスの提供を受けているものがあった。	措置（完了）	指摘のあった契約締結事務については、追加で必要な契約事務を失念していたことが原因です。 指摘を受け、課内の職員へ本件事案を周知するとともに、毎月の印刷枚数から3か月先の印刷枚数の予測や複数名によるチェックを実施し、課長がその状況を確認することになりました。 今年度は、使用状況を踏まえ令和6年7月4日に追加で契約を締結しました。 令和6年12月6日措置通知 市長
4 住宅政策課	ウ 誤った日付で契約を締結しているものがあった。 契約権者は、郡山市契約規則第3条の規定により、契約を締結すべき相手方が決定したときは、速やかに契約書を作成しなければならないが、誤った日付で契約を締結しているものがあった。	措置（完了）	指摘のあった契約締結事務については、契約締結の決裁日を契約書に記載するべきところ、契約相手方から押印済みの契約書が返戻された日付を誤って記入したことが原因です。 指摘のあった点については、同様の事案が生じないように、課内に周知を徹底しました。 現在は、契約書の記載例を作成し、複数名によるチェックを行い適正な契約事務の執行に努めております。 令和6年12月6日措置通知 市長
5 市民・NPO活動推進課	3 財産管理事務について (1) 郵券管理事務 郵便切手等使用簿に記載漏れがあった。 郵券等を使用して発送する場合は、郡山市文書等取扱規程第44条の規定により、郵便切手等使用簿に所要事項を記載して適正に管理しなければならないが、その受払いについて記載が漏れているものがあった。 ア はがきの受払いについて記載が漏れていたもの	措置（完了）	今般の郵便切手等使用簿への記載漏れは、課内の管理職が係員に対し必要な指導をせず、併せて事務完了後の確認も怠っていたことが原因です。 指摘のあった点については、速やかに郵便切手等使用簿に記載する修正を行いました。 上記を受けて、課内全職員に対し、改めて郵券の購入、使用時には郵便切手等使用簿に記載することを周知し、郵券の支出命令時に郵便切手等使用簿への記載漏れがないかを複数の職員で確認するように徹底しました。 令和6年12月6日措置通知 市長

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応 状況の別	内 容
6 建築課	イ レターパックの受払いについて記載が漏れていたもの	措置 (完了)	今般の郵便切手等使用簿への記載漏れは、レターパックが郵便切手やはがきと同様に郵便切手等使用簿に所要事項を記載することについて、認識不足だったことが原因です。 指摘のあった点については、速やかに郵便切手等使用簿に記載しました。 上記を受けて、レターパックが郵便切手やはがきと同様に郵便切手等使用簿で管理することを所属内で周知し、記載漏れ等が起きないように管理職の定期的なチェック体制づくりを行い、郡山市文書等取扱規程に基づき適正な事務処理を行うよう改めました。 令和6年12月6日措置通知 市長